

指定認知症対応型共同生活介護
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕

グループホームあいの里すばる

運 営 規 程

<令和6年4月1日改正>

社会福祉法人敬信福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬信福祉会が設置するグループホームあいの里すばる（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「サービス」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とします。

■ 文中の表現	※〔 〕内は介護予防サービスの場合に適用。
「事業」	＝指定認知症対応型共同生活介護事業〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業〕をさします。
「サービス」	＝指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕をさします。
「短期利用」	＝短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕をさします。
「計画書」	＝指定認知症対応型共同生活介護計画書〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画書〕、をさします。
「介護計画」	＝指定認知症対応型共同生活介護計画〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕をさします。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとします。

介護予防サービスの提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 3 事業所は、利用者の認知症状の進行の緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえて、適切にサービスを提供します。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する大東市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 6 事業所は、サービス提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

- 7 サービスの提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。
- 8 前7項のほか、「大東市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年大東市条例第14号）及び大東市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年3月25日大東市条例第15号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

（運 営）

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称・所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 グループホーム あいの里すばる
- (2) 所在地 大阪府大東市大字龍間673番地3

（従業者の職種、員数、職務内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

- (2) 計画作成担当者 1名（常勤職員及び非常勤職員）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

- (3) 介護従業者 8名以上（常勤職員4名、非常勤職員4名）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

（利用定員）

第6条 事業所は1ユニットとし、利用定員は9名とします。

（事業内容）

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況・希望、その置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとします。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとします。
- 4 介護計画の作成後においても、他の従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとします。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとします。

- 2 家賃については、月額46,000円を徴収します。
- 3 入居金については、入居時に50,000円を預かるとともに、入居金の償却期間は6ヶ月、入居後6ヶ月以内に退居した場合には、未経過分(残金)を返還するものとします。
また、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて退居時に残額を返還するとともに、未払い家賃がある場合は敷金から差し引いて家賃に充当することがあります。
なお、短期利用共同生活介護については、入居金は不要とします。
- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収します。
朝食 330円/回、昼食 572円/回、夕食 500円/回
- 5 管理費については、月額21,000円を徴収します。
- 6 光熱水費については、月額22,000円を徴収します。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収します。
- 8 月の途中における入退居については、日割り計算とします。
- 9 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- 10 サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容・費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとします。

- 1 1 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。
- 1 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 サービスの対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除くものとします。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとします。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
 - 5 短期利用の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとします。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備、及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態

が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、大東市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとします。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとします。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとします。

(苦情処理)

第15条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意

を、あらかじめ書面により得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第18条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うことがあります。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとします。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、適切な指サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- 5 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとします。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬信福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成21年2月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日一部改正し、同日施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日一部改正し、同日施行する。(介護報酬改定による改正)

附 則

この規程は、令和6年4月1日一部改正し、同日施行する。